

岐阜県鳥獣被害対策本部設置要綱

(目的)

この要綱は、野生鳥獣による人身被害の防止や農林水産業被害の軽減等を図るため、岐阜県の組織を挙げて、全庁的な総合対策を実施する「岐阜県鳥獣被害対策本部」（以下「対策本部」という。）の設置及び円滑な運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 対策本部は、設置目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について協議し、必要な対策を実施するものとする。

- (1) 情報の収集、提供に関すること
- (2) 捕獲対策の推進に関すること
- (3) 被害防止対策の推進に関すること
- (4) その他対策本部の設置目的を達成するために必要なこと

(対策本部)

第3条 対策本部は、本部長、副本部長及び別表1に掲げる職にあるもの(以下「本部員」という。)をもって構成する。

- 2 本部長は知事を、副本部長は副知事をもって充てる。
- 3 本部長は、会議を総理する。
- 4 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故ある時はその職務を代理する。

第4条 対策本部に庁内連絡会議を設置する。

- 2 庁内連絡会議は対策本部の目的を円滑に達成することに従事する。
- 3 庁内連絡会議は総括班長、総括副班長及び別表2に掲げる職にあるもの(以下「構成員」という。)をもって組織する。
- 4 総括班長は農政部農業技監を、総括副班長は農政部農政課長、農村振興課長をもって充てる。

(会議の招集等)

第5条 対策本部の会議は本部長が招集し、これを主宰する。また、会議には、必要に応じて本部員以外の者の出席を求めることができる。

- 2 庁内連絡会議は総括班長が招集し、これを主宰する。また、会議には、必要に応じて構成員以外の者の出席を求めることができる。

(鳥獣被害対策チーム)

第6条 対策会議の協議事項に関し、専門的な検討と必要な対策を実施するために、鳥獣被害対策チームを置き、別表3に掲げる職にあるものをもって組織する。

- 2 地域での被害対策を実施するために、農林事務所長をチーム長とする現地対策チームを組織する。

(事務局)

第7条 対策本部の事務局は、農政部農村振興課に置く。

(現地対策本部)

第8条 振興局に、現地対策本部を設置する。

- 2 現地対策本部長は、振興局長をもって充て、副本部長は振興局長が指名する農林事務所長をもって充てる。
- 3 現地対策本部の構成員は、振興局長が管内機関、団体から指名する。
- 4 現地対策本部の事務局は、振興局長が定める農林事務所に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年1月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表1(第3条関係)

本 部 員	
知事	本部長
副知事	副本部長
秘書広報統括監	
危機管理統括監	
総務部長	
総合企画部長	
環境生活部長	
健康福祉部長	
商工労働部長	
農政部長	
林政部長	
県土整備部長	
都市建築部長	
振興局長	
教育長	
警察本部長	

別表2(第4条関係)

庁 内 連 絡 員		
知事直轄：秘書・広報	広報課長	総括班長 総括副班長
知事直轄：危機管理	危機管理課長	
総務部	財政課長	
総合企画部	総合政策課長	
環境生活部	環境生活政策課長	
	自然環境保全課長	
健康福祉部	健康福祉政策課長	
商工労働部	商工政策課長	
農政部	農政部農業技監	
	農政課長	
	農村振興課長	
林政部	林政課長	
	森林整備課長	
県土整備部	建設政策課長	
都市建築部	都市政策課長	
教育委員会	教育総務課長	
警察本部	生活安全総務課長	
	地域課長	

別表3(第6条関係)

鳥獣被害対策チーム員		
農政部	農業技監 農政課長 水産振興室長 農産物流通課長 農業経営課長 農産園芸課長 畜産課長 農村振興課長 農地整備課長 研究開発課長	チーム長
総合企画部	自然環境保全課長	副チーム長
環境生活部	林政課長	副チーム長
林政部	森林整備課長	
岐阜大学	応用生物学部 野生動物管理学研究センター	学識経験者